

2022年1月1日

## 株式交換に係る事後開示書面

東京都千代田区神田松永町20番地  
加賀電子株式会社  
代表取締役社長 門 良一

神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目  
100番45 新横浜中央ビル  
加賀F E I株式会社  
代表取締役社長 荻原 淳二

加賀電子株式会社（以下、「加賀電子」といいます。）と加賀F E I株式会社（以下「加賀F E I」といいます。）は2021年11月4日付にて両社間で締結した株式交換契約に基づき2022年1月1日を効力発生日として、加賀電子を株式交換完全親会社、加賀F E Iを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第2号、会社法第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下の通りです。

### 記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2022年1月1日
2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過  
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
  - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続きの経過  
加賀FEIは、会社法第785条第3項の規定により、2021年11月4日付で加賀FEIの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である加賀電子の商号及び住所を通知いたしました。なお、会社法第785条第1項の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
  - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による手続きの経過  
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当することから、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続きの経過

加賀電子は、会社法第 797 条第 4 項の規定により、2021 年 11 月 25 日付けで加賀電子の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である加賀 FEI の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した加賀電子の株主はおりませんでした。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当することから、会社法第 797 条第 1 項の規定による請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続きの経過

加賀電子は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2021 年 11 月 25 日付の官報及び電子公告において、債権者に対し、株式交換に対する異議申述の公告を行いましたところ、異議申述期間内に異議申述をされた債権者はおりませんでした。

4. 株式交換により株式完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により加賀電子に移転した加賀 FEI の株式の数は、加賀 FEI の発行済株式総数 26,631,972 株から、加賀電子が保有する加賀 FEI の株式 22,636,972 株を除いた 3,995,000 株です。

5. その他、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 加賀電子は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認手続きを経ずに株式交換を行いました。また、加賀 FEI は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2021 年 11 月 4 日に開催された臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) 加賀電子は、加賀 FEI の普通株式を有する株主のうち加賀電子を除く株主に対して、加賀 FEI の普通株式 1 株につき、金 914.0442 円を割当交付いたします。

以上